

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

平成26年6月19日
薬物乱用対策推進会議

■ [情 勢]

- 平成25年中の薬物事犯の検挙人員は、13,292人（-589人/-4.2%）。うち覚醒剤事犯の検挙人員は、11,127人（-715人/-6.0%）、大麻事犯の検挙人員は、1,616人（-76人/-4.4%）と減少。
- 平成25年中の覚醒剤押収量は、846.4kg（+379.8kg/+81.4%）と大幅に増加し、過去三番目。乾燥大麻押収量は、198.0kg（-134.8kg/-40.5%）と減少。
- 平成25年中の少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員は、1,682人（前年比-449/-21.1%）、少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員は、712人（-97人/-12.0%）と共に減少。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、62.8%（+1.7%）と再犯者の構成比率の上昇が継続。
- 平成25年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、245件（+30件/+14.0%）、検挙人員は、294人（+4人/+1.4%）と引き続き高水準。密輸入手口が大口化、多様化しているほか、密輸仕出地の広範化が進展。覚醒剤の末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における安定した供給が懸念。
- 平成26年4月1日より、指定薬物の所持・使用・購入等を新たに禁止し、違反した場合には罰則を科すこととする改正薬事法が施行。合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用防止のため、販売業者への指導・警告、取締りを実施したほか、指定薬物への指定の迅速化を図り、平成26年5月現在1,370物質を指定薬物に指定。

■ フォローアップの概要

■ 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- 関係機関に対し、薬物乱用防止教室の開催の促進について周知し、小学校、中学校、高等学校等において薬物乱用防止教室の開催率が向上。（実施率73.5%/+0.9%）〔文科〕
- 青少年に訴求力の高い広報媒体や手法を活用して、合法ハーブ等と称して販売される薬物等の危険性の周知徹底を図るため、「政府広報オンライン」において、啓発用短編マンガを用いた広報啓発活動を実施。〔内閣府〕
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物の危険性等の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進、関係機関の相談窓口等の周知徹底を図るため、都道府県等に対し、卒業・進学等の時期におけるこの種薬物に係る広報啓発の強化等について依頼。〔内閣府・警察・消費者・法務・財務・文科・厚労〕

■ 目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- 地域における薬物依存の治療の充実を推進するため、厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施。〔厚労〕
- 不就労で生活の安定しない薬物事犯の刑務所出所者等の就労確保を図るため、関係機関と連携し、刑務所出所者等に対する就労支援を行うとともに、協力雇用主を開拓。〔法務・厚労〕
- 改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の刑務所出所者等の社会復帰支援のため、平成25年度から、全国で5つの更生保護施設を「薬物処遇重点実施更生保

護施設」として指定し、専門的資格を持ったスタッフによる薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施。〔法務〕

■ 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- 平成25年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進し、12事件を検挙。また、合法ハーブ等と称して販売される薬物の販売業者等に対して、様々な法令を駆使し、125事件、176人を検挙。〔警察〕
- 末端乱用者及び密売人等に対する徹底した突き上げ等から、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施。〔警察・厚労〕
- 平成25年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を61人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を214人にそれぞれ適用。（没収・追徴額の合計は約5億2,255万円）〔法務〕
- 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県等薬務主管部局が連携を強化し、合法ハーブ等と称して販売される薬物を取り扱う販売業者へ指導・警告を行うとともに取締りを実施。〔警察・厚労〕
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物に対して、薬事法を改正し、指定薬物の医療等の用途以外での所持、使用等を禁止するとともに、指定薬物の迅速指定、包括指定を行ったほか、指定薬物指定後に国内流通が確認された物質のうち麻薬と同種の有害性が確認されたものについては麻薬に格上げ指定するなど規制を強化。〔厚労〕

■ 目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

- 密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化を行うとともに、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、商業貨物を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発したほか、航空機旅客による密輸入事犯を多数摘発。〔警察・総務・法務・財務・厚労・海保〕
- 本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、予約情報等を活用して、携帯品等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を多数摘発。〔財務〕

■ 目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

- 第57会期国連麻薬委員会において、新精神活性物質（NPS）及び代替開発に関する決議の共同提案国となるなど、国際的な供給削減等の取組に積極的に関与。〔外務・警察・海保・厚労・財務〕
- 国連薬物犯罪事務所（UNODC）への拠出を通じて、NPS管理プロジェクト及び西アフリカに対するグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）等を実施するとともに、アフガニスタン及び中央アジア等の周辺国に対する国境管理支援や取締当局への能力構築支援、代替作物開発を幅広く実施。〔外務〕

■ [当面の主な課題]

平成25年中の少年及び20歳代の覚醒剤・大麻事犯検挙人員は、平成24年に比べ546人減少して2,394人となるなど一定の成果が見られるものの、覚醒剤事犯の総検挙人員は約1万1千人と高止まりの状況にあり、覚醒剤事犯の再犯者率が上昇傾向にあるほか、合法ハーブ等と称して販売される薬物を使用したことによる二次的な犯罪や健康被害が多発。

このため、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係機関・団体が連携を密にして、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応や薬物の再乱用防止対策の強化等に重点を指向した総合的な対策を引き続き推進する必要がある。